

区など)
 教育相談の充実(いじめ、不登校 など)
 学校教育環境の整備
 小中学校施設整備事業 屋内運動場の整備・改修事業
 学校給食施設設備整備事業 藤野地域の小学校統廃合事業
 生涯学習の推進
 (仮称)市民・大学交流センター整備事業
 (仮称)南生涯学習センター整備事業
 青少年の健全育成
 青少年健全育成環境づくり事業
 スポーツ・レクリエーションの振興
 地域スポーツクラブの育成支援
 競技場、スポーツ広場の整備(相模原麻溝公園競技場、**横山スポーツ広場**、相模湖林間公園野球場等 など)
 中央総合体育館の整備計画の推進 武道館の整備検討
 夜間照明設備設置の推進
 文化施設の整備及び活用
 図書館建設事業 **文化施設等の検討整備**
 (仮称)南市民ギャラリー整備事業 フォトギャラリーの設置検討
 合唱の里づくり事業
 伝統的行事、文化財の保護及び活用
 遺跡公園整備事業(田名向原遺跡、勝坂遺跡、**川尻石器時代遺跡**)
 小原宿本陣整備事業 遺跡保存事業(津久井城遺跡、寸沢嵐遺跡 など)
エコミュージアム推進事業
 国際交流の推進
 国際交流推進事業 中学生海外派遣事業
 男女共同参画の推進
 男女共同参画推進センター運営事業
 ドメスティック・バイオレンス防止対策事業
 地域住民の連帯強化、地域振興
 合併市町村振興基金の積立 地域再生プログラム事業
 芸術文化の推進
 フィールドミュージアムの推進 ふるさと芸術村構想の推進
保健・医療・福祉
 医療体制の充実
 医療費適正化対策の推進 小児医療費助成事業
 子育て環境づくりの充実
 こどもセンター建設事業 児童クラブ整備事業
 待機児童の解消(保育所の施設整備) 認可外保育施設支援事業
 児童虐待予防・防止体制の整備 母子家庭等自立・生活支援事業
 高齢者福祉の充実
 ふれあいセンター整備事業 地域包括支援センター運営事業
 特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備促進 高齢者大学運営事業
 障害者福祉の充実
 相談・支援体制の充実 地域生活・自立生活支援施策の充実
 障害福祉施設、地域作業所等への支援
 地域福祉の充実
 地域福祉推進事業 (仮称)北地区保健福祉センターの整備
 ボランティア活動促進事業
 援護を要する人の福祉の充実
 要援護者への自立支援事業
 保健・衛生の充実
 健康づくりの充実(市民健康づくり運動推進事業、健康増進事業)
 (仮称)北地区保健福祉センターの整備(再掲)
安全・安心
 防災対策の推進
 防災行政用同報無線整備事業 デジタル地域防災無線の整備事業
 既存建築物総合防災対策推進事業 防災備蓄倉庫・資機材整備事業
 飲料水兼用貯水槽設置事業 非常用発電設備整備事業
 防災工事(底沢線、阿津増原線)
 治山・治水対策の推進
 準用河川改修事業(鳩川、八瀬川、姥川)
 都市基盤河川改修事業(1級河川鳩川、道保川) 公共下水道(雨水)の整備
 消防体制の整備推進
 消防庁舎建設事業 119番受信・指令システム整備事業
 デジタル消防・救急無線の整備事業 消防車両購入事業
 消防水利整備事業 救急高度化推進事業
 防犯対策、交通安全対策の推進
 安全・安心まちづくり情報の提供事業
 地域防犯活動支援事業(地域防犯リーダーの育成 など)
 安全な消費生活の確立
 消費生活センターの整備事業 消費生活相談事業

政需要に係る措置(2カ年で2.8億円)を見込みます。
 臨時財政対策債の元利償還金相当額が、普通交付税として交付されるものとして見込みます。
 国・県支出金
 扶助費に対する支出金は、扶助費推計値に連動させて推計します。投資的経費に対する支出金については、歳出の投資的経費に見合った額とします。
 また、国庫補助負担金の一般財源化分について見込みます。
 市債
 投資的経費の財源として見込みます。
 その他
 繰入金、繰越金のほか、旧津久井郡広域行政組合が行っていた事業に関わる歳入や中核市移行等に伴う歳入、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込みます。

(2)歳出
 人件費
 首長などの特別職は、平成16年度実績値で推計します。
 議員報酬は16年度実績値を用い、市町村の合併の特例等に関する法律の規定による定数特例を適用するものとして推計します。
 一般職の人件費については、旧津久井郡広域行政組合の人件費分を加算し、合併後4年間は前年度職員数の1%を減少させることとして推計します。
 扶助費
 全国の増加率により推計します。
 公債費
 地方債の償還計画を基に推計します。
 物件費
 微増で推移すると見込みます。
 補助費等
 実績の増減率により推計します。
 投資的経費
 本計画に位置づけた主要事業、及びその他必要な普通建設事業について見込みます。
 その他
 維持補修費や積立金のほか、旧津久井郡広域行政組合が行っていた事業に関わる歳出や、中核市移行等に伴う歳出、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込みます。

3 推 計 結 果

【歳入】 (単位:百万円)

	市 税	地方譲与税・交付金	地方交付税	国・県支出金	市 債	その他	歳入合計
平成19年度	112,281	12,702	4,219	25,838	19,896	21,164	196,100
平成20年度	111,932	11,925	4,280	24,944	17,782	19,826	190,689
平成21年度	111,543	11,167	4,304	24,957	17,738	19,258	188,967
平成22年度	111,220	11,183	4,375	24,664	15,436	18,375	185,253
平成23年度	111,066	11,215	4,412	24,763	16,147	18,253	185,856
平成24年度	110,885	11,247	4,491	25,342	15,937	19,178	187,080
平成25年度	110,417	11,279	4,574	25,642	17,208	20,231	189,351
平成26年度	109,967	11,312	4,658	25,688	17,823	20,528	189,976
平成27年度	109,503	11,345	4,739	25,389	16,804	21,465	189,245

【歳出】 (単位:百万円)

	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	歳出合計
平成19年度	43,827	30,502	19,784	25,509	8,066	28,997	39,415	196,100
平成20年度	43,598	31,356	20,127	25,535	8,125	23,507	38,441	190,689
平成21年度	43,690	32,124	21,283	25,561	8,177	22,507	35,625	188,967
平成22年度	43,402	32,799	20,718	25,586	8,222	20,500	34,026	185,253
平成23年度	43,078	33,372	21,462	25,612	8,260	20,697	33,375	185,856
平成24年度	43,055	33,840	21,961	25,637	8,290	20,628	33,669	187,080
平成25年度	43,169	34,195	22,208	25,663	8,313	21,827	33,976	189,351
平成26年度	43,604	34,434	21,880	25,689	8,328	21,746	34,295	189,976
平成27年度	43,787	34,555	21,103	25,714	8,336	21,124	34,626	189,245

相模原市・城山町合併基本計画(素案)にご意見をお寄せください

相模原市・城山町合併基本計画(素案)について、住民の皆様からのご意見を募集します。この計画は相模原市と城山町が合併した場合の、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するもので、2面から5面に掲載した合併まちづくり計画のうち、藤野町に関する部分を除いた計画になります。

素案の全文は下記で配布していますので、ぜひご覧いただき、ご意見をお寄せください。

配布場所
 相模原市 相模原市・城山町合併協議会事務局(広域行政推進課)、市役所本館1階行政資料コーナー、各地域自治区事務所庶務課・出張所・公民館、津久井文化福祉会館、相模湖交流センター
 城山町 合併推進課、情報コーナー、公民館図書室、保健福祉センター
 藤野町 合併推進課、各支所

募集期間 5月22日(月)まで(必着)
 記載事項 住所、氏名、電話番号を必ず明記した上、該当する箇所(どの部分についてのご意見かわかるように、見出し、行数などを明記してください。)ご意見とその理由について書いてください。

提出方法 直接持参か郵送、ファックス、Eメールで相模原市・城山町合併協議会事務局へ(〒229-0036 相模原市富士見6-6-23けやき会館3階 042-768-4066 Eメール kouiki-14@city.sagamihara.kanagawa.jp)

注意事項 提出書面の様式は問いませんが、口頭や電話でのご意見はご遠慮ください。なお、合併協議会ホームページから参考様式をダウンロードできます。

相模原市、城山町、藤野町の合併による財政推計

1 基礎となる数値と考え方

基本的に各市町の平成16年度一般会計の決算額を使用し、過去の決算額の推移を基に歳入、歳出を見込むこととします。
 1市2町の人口推計を基に、税収などを見込むこととします。

2 積算の方法(条件設定)

(1)歳入
 市税
 将来人口の増減や実績の増減率により推計し、税源移譲等を見込みます。
 地方譲与税・交付金
 将来人口の増減や実績の増減率により推計します。
 地方交付税
 普通交付税は、平成16年度の実績値を5.9%減額(地方財政対策を反映)し、その額が継続するものと仮定します。また、合併補正(4カ年で1.52億円)を加算するとともに、合併特例償還金相当額の70%を見込み、合併算定替を適用し推計します。
 特別交付税は、平成12年度から16年度までの数値のうち最も少ない額を5.9%減額(地方財政対策を反映)し、その額が継続するものと仮定します。また、合併財